

令和3年第7回
志木市農業委員会総会議事録

令和3年7月28日

志木市農業委員会

令和3年第7回志木市農業委員会総会日程

令和3年7月28日（水）午後2時00分

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

- (1) 議案第10号 『相続税の納税猶予に関する適格者証明』について
- (2) 議案第11号 『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について
- (3) 議案第12号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
- (4) 議案第13号 『農地登録申請』について

第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）

- (1) 報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- (2) 報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第5 協議事項

- (1) 次回総会の日程について
- (2) その他

第6 閉会

《議事録令和3年第7回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月28日(水) 午後1時45分から午後2時20分

2. 開催場所 志木市総合福祉センター 4階 401会議室

3. 出席委員(12人)

会 長	13番	田中 満男
委 員	2番	市之瀬 滋
	3番	小山 武英
	4番	清水 和雄
	5番	山中 榮太郎
	6番	大島 廣明
	7番	齊藤 正歳
	8番	石井 敏男
	9番	波澄 洋子
	10番	抜井 和彦
職務代理	11番	志村 晃
	12番	志村 二美重

4. 欠席委員(1人) 1番 三枝 将樹

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

- 第3 議案第10号 『相続税の納税猶予に関する適格者証明』について
議案第11号 『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について
議案第12号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
議案第13号 『農地登録申請』について

第4 諸報告

第5 協議事項

第6 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子
書 記 三上 陽平

7. 会議の概要

○事務局長

定刻前ではございますが全員お揃いですので、令和3年 第7回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中12人で行っていただき、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和3年第7回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、7番 齊藤 正歳委員、8番 石井 敏男委員にお願いいたします。併せて、書記として三上主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

- (1) 議案第10号 『相続税の納税猶予に関する適格者証明』について
- (2) 議案第11号 『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について
- (3) 議案第12号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
- (4) 議案第13号 『農地登録申請』について

以上、上程いたします。

それでは、
議案第10号 『相続税の納税猶予に関する適格者証明』について
事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第10号受付番号16番、18番について、事務局から説明を求めます。

○三上主事 【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

受付番号16番、18番の相続人及び農地の状況につきまして、齊藤正歳委員にご同行いただき確認してまいりました。

この後、齊藤委員よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第10号 受付番号16番につきまして、齊藤正歳委員、説明、報告をお願いいたします。

○7番 齊藤委員

会長の指名がありましたので、議案第10号受付番号16番について、説明、報告を行います。本案件は、申請者である■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。申請地は、7ページをお開きください。

旧市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■■の交差点を○折し進み、■■交差点を○折、○○メートルほど進み、○○を○折した後、さらに○○を○折し、○○○メートルほど進んだ○側の農地が申請地となります。

今回、被相続人■■■氏が死亡したことに伴い、相続があったもので、■■■■氏が後を継ぐものであります。事務局と同行して、申請農地である○町○丁目○○○○-○の現地を確認したところ、■■■や■■■が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、■■■氏の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

次に、議案第10号受付番号18番につきまして、齊藤正歳委員、説明、報告をお願いいたします。

○7番 齊藤委員

会長の指名がありましたので、議案第10号受付番号18番について、説明、報告を行い

ます。本案件は、申請者である ■■■■ 氏 の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、8 ページ、9 ページをお開きください。

旧市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が8 ページの申請地、○町○丁目○○○○ー○となります。続きまして、9 ページの申請地につきましては、旧市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○折、さらに○○メートル進み、○折した○側の農地とそのまま直進し、突き当りを○折、約○○メートル先を右折し、突き当りを左折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

今回、被相続人 ■■■ 氏 が死亡したことに伴い、相続があったもので、■■■■ 氏が後を継ぐものであります。

事務局と同行して、申請農地である○町○丁目○○○○ー○他○筆の現地を確認したところ、○町○丁目○○○○ー○他○筆では、■■■や■■■が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である ■■■■ 氏は、■■■ 氏 の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

それでは、議案第10号受付番号16番、18番について、質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行ないます。本議案、適格者として証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

賛成多数ですので、議案第10号受付番号16番、18番は可決されました。

次に、議案第11号『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について、事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第11号受付番号17番について、事務局から説明を求めます。

○三上主事【事務局説明】

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して買取申し出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等についての証明では解除する生産緑地について、受付番号17番の、■■■氏が健康であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうか、を審査するものでございます。

ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者を示しているものです。

受付番号17番の農地の状況につきましては、齊藤正歳委員に、ご同行いただいて確認してまいりました。

この後、齊藤委員よりご説明がございました。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第11号 受付番号17番につきまして、齊藤正歳委員より説明、報告をお願いいたします。

○7番 齊藤委員

会長の指名がありましたので、議案第11号受付番号17番について、説明、報告を行います。本案件は、■■■氏の所有している生産緑地について、市に買取申し出を行うために証明を求めているものであります。申請地は、10ページをお開きください。

旧市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

今回、■■■氏が死亡したことに伴い、農業ができなくなったため申請があったものであります。事務局と同行して、申請農地である○町○丁目○○○○の現地を確認したところ、作付されていませんが耕運されており、適正に管理されておりました。また、■■■氏は、○○栽培を中心に経営を行っており、申請のあった生産緑地の主たる従事者でありました。

生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明を行うことについて特に問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第11号受付番号17番について、質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第11号受付番号17番は可決されました。

○田中会長

次に、議案第12号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第12号受付番号19番について、事務局から説明を求めます。

○三上主事 【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号19番の申請人及び農地の状況につきましては、齊藤正歳委員に、ご同行いただいて、確認しております。

この後、齊藤委員よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第12号 受付番号19番について、齊藤正歳委員説明、報告をお願いいたします。

○7番 齊藤委員

会長の指名がありましたので、議案第12号受付番号19番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、11ページをお開きください。旧市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、二つ目の信号を○折し、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である○町○丁目 ○○○○-○他○筆の現地を確認したところ、○○や○○が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第12号 受付番号19番について質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第12号 受付番号19番は可決されました。

ありがとうございました。

○田中会長

続きまして、議案第13号『農地登録申請』について事務局朗読を、お願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第13号受付番号20番について、事務局から説明を求めます。

○三上主事 【事務局説明】

本案件は、平成〇〇年に市が払い下げた土地を、農業用施設の一部として使用しているもので、今後も農業を継続するために、農地転用するものであります。登記に関しては、特に農業委員会の証明は必須ではございませんが、本証明があることで登記事務が円滑に行えることから、証明を発行するものでございます。受付番号20番の申請人及び農地の状況につきましては、田中会長に、ご同行いただき、確認しております。

この後、田中会長よりご説明がございました。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第13号受付番号20番について、私、田中より説明、報告をいたします。なお、こちらの議案につきましては、■■委員ご自身の案件となっており、志木市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限（委員会の委員は、自己または同居の親族若しくは、

その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない) 」に該当することから、■■委員におかれましては、この議案に参加することができませんので、一時退室を認めます。

○田中会長

それでは、議案第13号 受付番号20番について質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行ないます。
本議案、農地登録申請についての証明に、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第13号受付番号20番は可決されました。
ありがとうございました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第10号『農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について』

(2) 報告第11号『農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、報告第10号 受付番号15番につきましては、私、田中より報告をいたします。申請地は、13ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■■交差点を○折、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側が申請地となります。現地は、○○となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。
以上です。

○田中会長

続きまして、報告第11号 受付番号7番につきましても、私、田中より報告をいたします。申請地は、14ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、○○を○折、○○メートル進み、○折した後、さらに、みちなりに○○メートル進んだ○側が申請地となります。現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。
以上です。

○田中会長

続きまして、報告第11号 受付番号8番につきまして、抜井和彦委員の報告を求めます。

○10番 抜井委員

会長の指名がありましたので、報告第11号受付番号8番について、報告を行います。申請地は、15ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇を〇折し、〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第10号、第11号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和3年8月24日 火曜日、午後2時、総合福祉センター4階401会議室で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、8月24日 火曜日、午後2時ということでよろしくお願いいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 佐野主幹【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

①市民まつりの中止について

②生産緑地の追加指定の確認について（2件実施）

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和3年第7回農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名
押印する。

令和3年7月28日

志木市農業委員会議長 田中 満男

7番 齊藤 正歳

8番 石井 敏男